

憲法入門

担当 高野泰衡

憲法とは何か？

憲法とは、国家統治の基礎を定めた基本法

▼ しかし

国家組織のあり方を定めること自体が憲法の目的ではない

▼ では

憲法の目的は何か？

▼

国家統治の本質は権力：「権力は腐敗する。絶対権力は絶対に腐敗する」

▼

権力の濫用は、個人の権利・自由を侵害してしまう

▼ そこで

個人の権利・自由を守るため、国家権力に「縛り」をかける

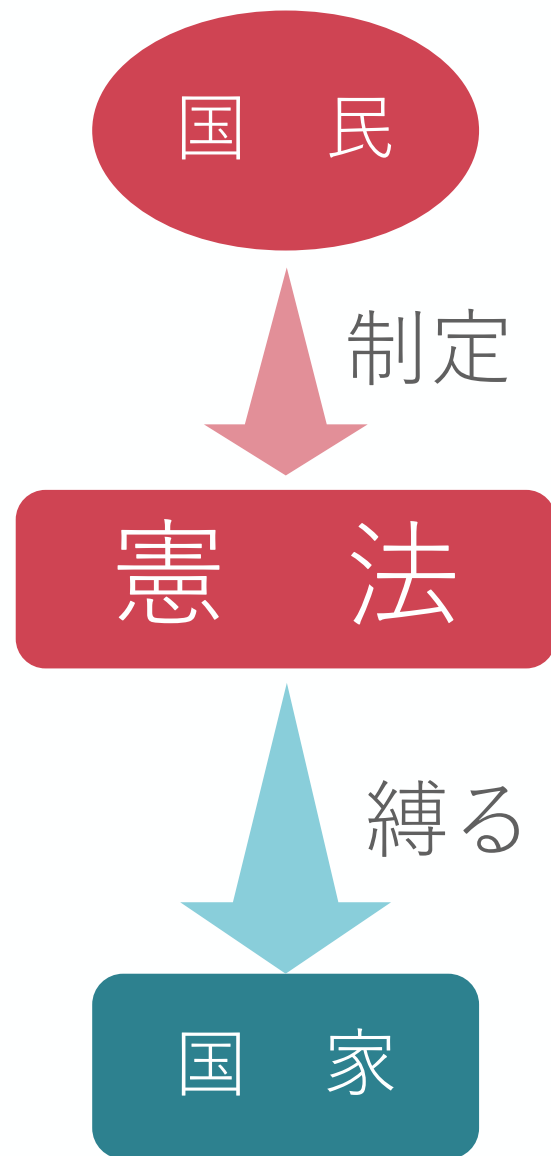
▼

憲法の目的＝国家権力の濫用から個人の権利・自由を守ること

▼

憲法とは、国家権力を制限して、個人の権利・自由を保障する国家の基礎法
(立憲的意味の憲法・近代憲法)

憲法は国民のもの



すべての国家権力が憲法に拘束され、憲法に反する法律、行政処分、裁判などの国家行為は無効。
公務員は憲法尊重擁護義務を負う。

日本国憲法 第10章 最高法規

第98条1項 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

日本国憲法の構造

前文

第1章 天皇（1条－8条）

第2章 戦争の放棄（9条）

第3章 国民の権利及び義務（10条－40条）

第4章 国会（41条－64条）

第5章 内閣（65条－75条）

第6章 司法（76条－82条）

第7章 財政（83条－91条）

第8章 地方自治（92条－95条）

第9章 改正（96条）

第10章 最高法規（97条－99条）

第11章 補則（100条－103条）

憲法総論

基本的人権

統治機構

憲法総論

憲法と人権の歴史
憲法の基本原理
国民主権と天皇制
平和主義

基本的人権

人権総論
人権の意義・性質
人権の限界
人権各論

統治機構

統治の基本原理
国会・内閣・裁判所
財政・地方自治
改正・憲法保障

日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

一人ひとりを**個人として**大切にすること

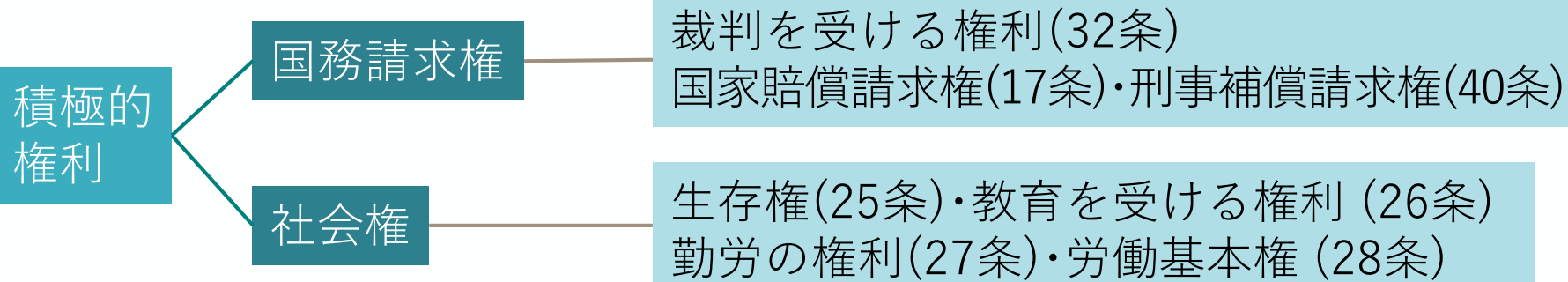
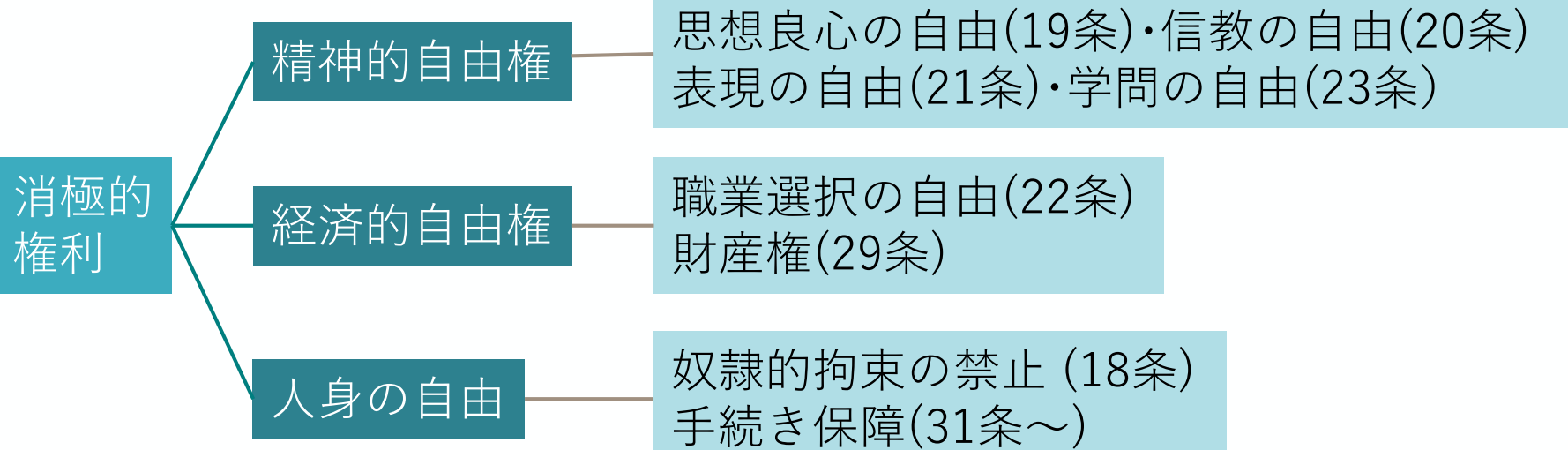
個人の尊厳・個人の尊重の原理

1. 基本的人権の尊重

2. 国民主権

3. 平和主義

日本国憲法における基本的人権



包括的基本権
幸福追求権(13条)・平等権(14条)

1.どのような権利が問題か？

それは憲法上人権として保障されているのか？



2.それはどう制限されているのか？



3.その制限は許されるのか？

その判断基準(違憲審査基準)はどのようなものか？



4.事実のあてはめ

XらはY市が予定している廃棄物処理施設建設に反対する集会をY市民会館で開催しようとして同市民会館の使用をY市に申請した。しかし、Y市長は、Xらの集会が暴徒化し、地域の平穏や周辺住民の安全が脅かされるおそれがあるとしてXらの申請について不許可処分をした。なお、Xらはこれまで何度か集会を開いてきたが、特に大きな混乱を生じさせたことはなかった。

1.Xらの市民会館の使用を請求する権利→集会の自由（21条）

第21条1項

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2.不許可という強い態様で制限されている

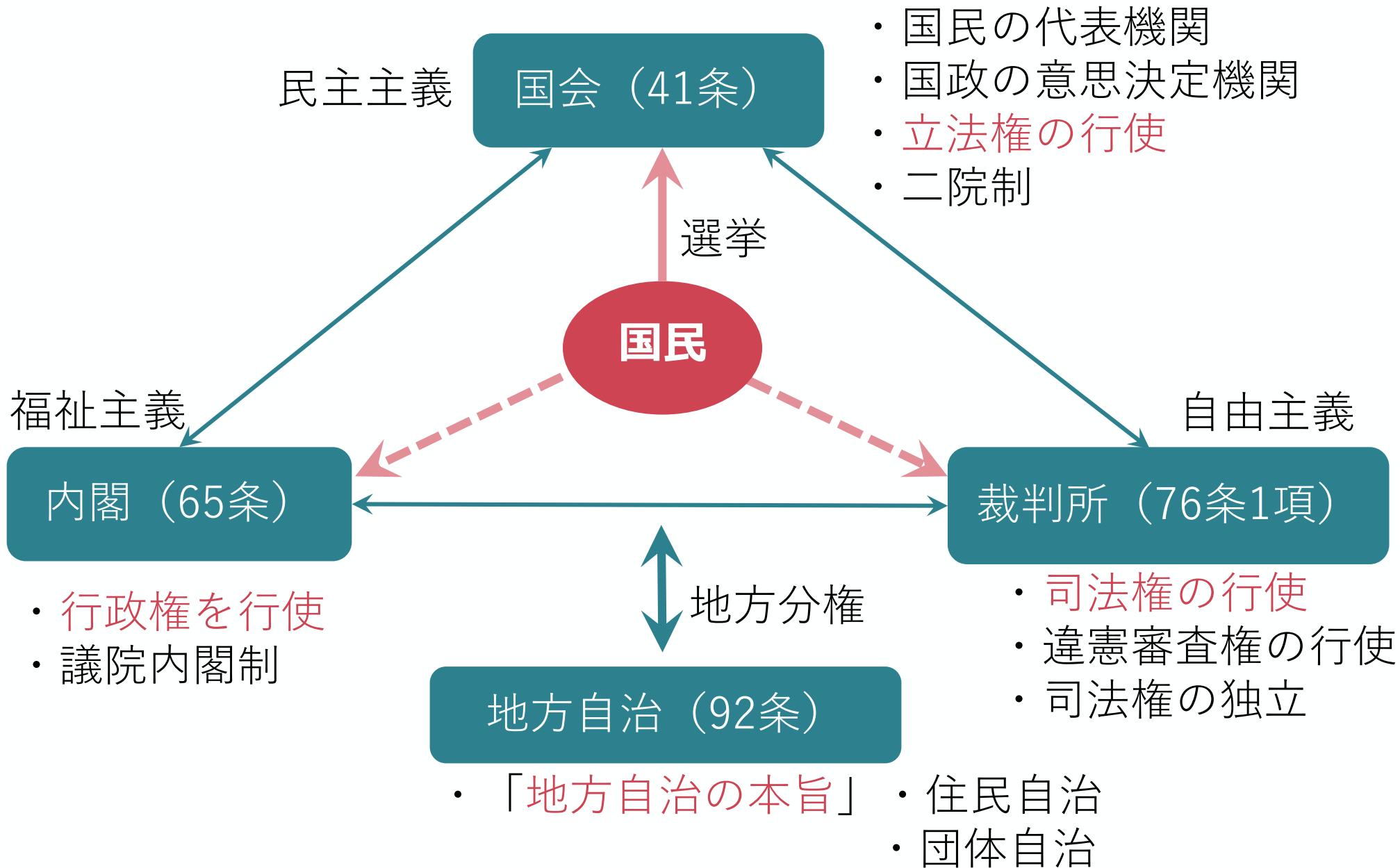
▼許されるか

3.集会は市民にとって重要な権利

不許可は、放置することで明らかな差し迫った危険が具体的に予見される場合に限る

4.暴徒化のおそれは抽象的、差し迫った危険ではない ▶ 違憲

統治機構の基本構造－権力分立



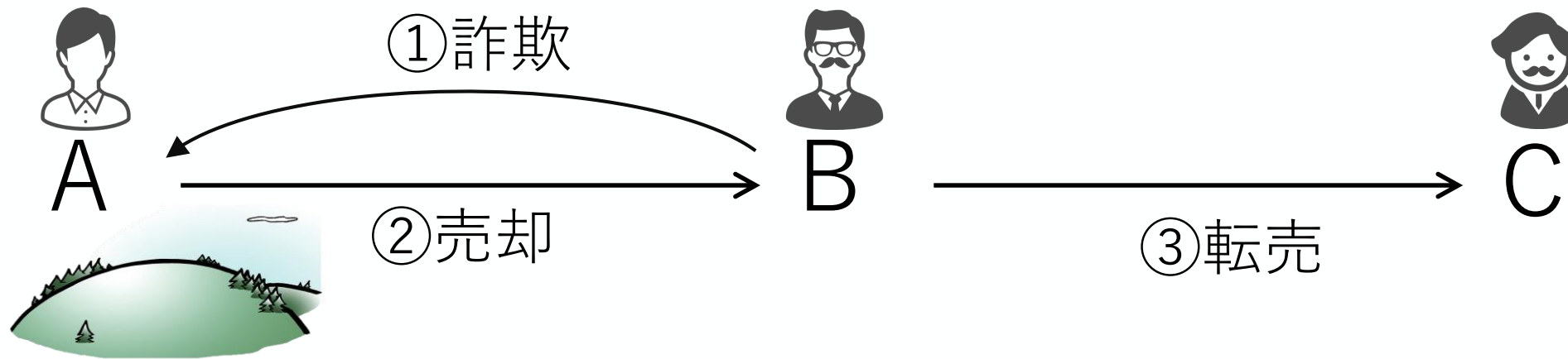
1. 人権の大切さを実感する
2. 権力による人権制約の態様を知る
3. 制約が許されるか否かの判断方法を知る
4. 判例の判断の枠組みを知る
5. 人権保障のための統治であることを忘れない
6. 基本原理から考える骨太の視点

民法入門

担当 高野泰衡

民法が問題となる場面

ある山林を所有していたAは、Bからその土地の付近に廃棄物処理施設建設の計画があり、それが発表されると土地の値段が大幅に下がると聞かされた。そして、Bから今なら自分が値下がり前の価格で買ってやると言われたので売買契約を締結し土地を引き渡した。Bはその土地を直ちにCに転売して引き渡した。ところが、廃棄物処理施設建設の話はBがAからその土地を買い取るための嘘であり、Aは後日それを知った。



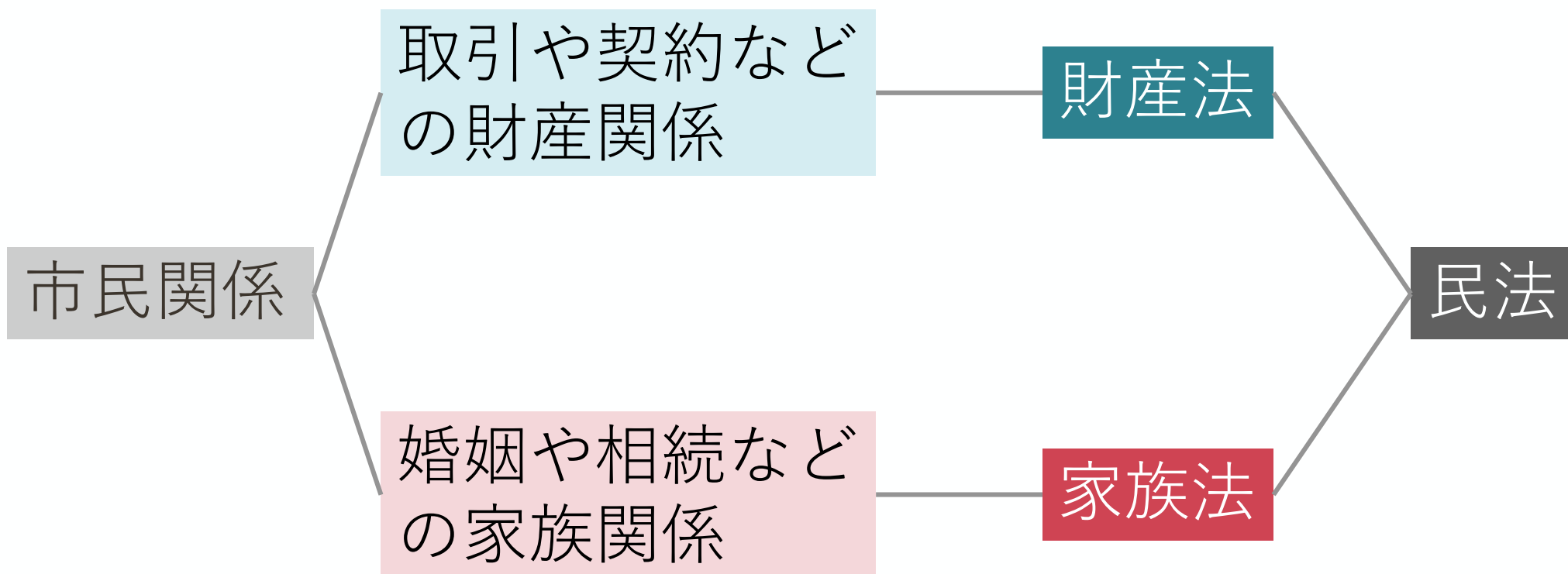
Aは誰に何を言いたいか？

民法の意義

民法とは

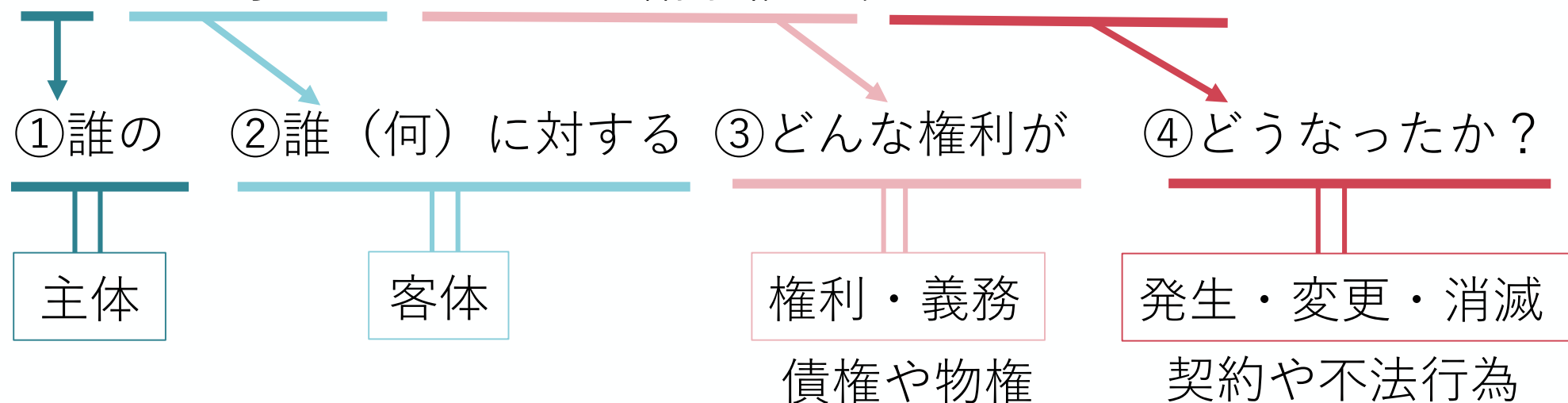
私人と私人の法律関係や権利関係を規律する法

= 自由主義思想に基づいた市民関係を規律するルール





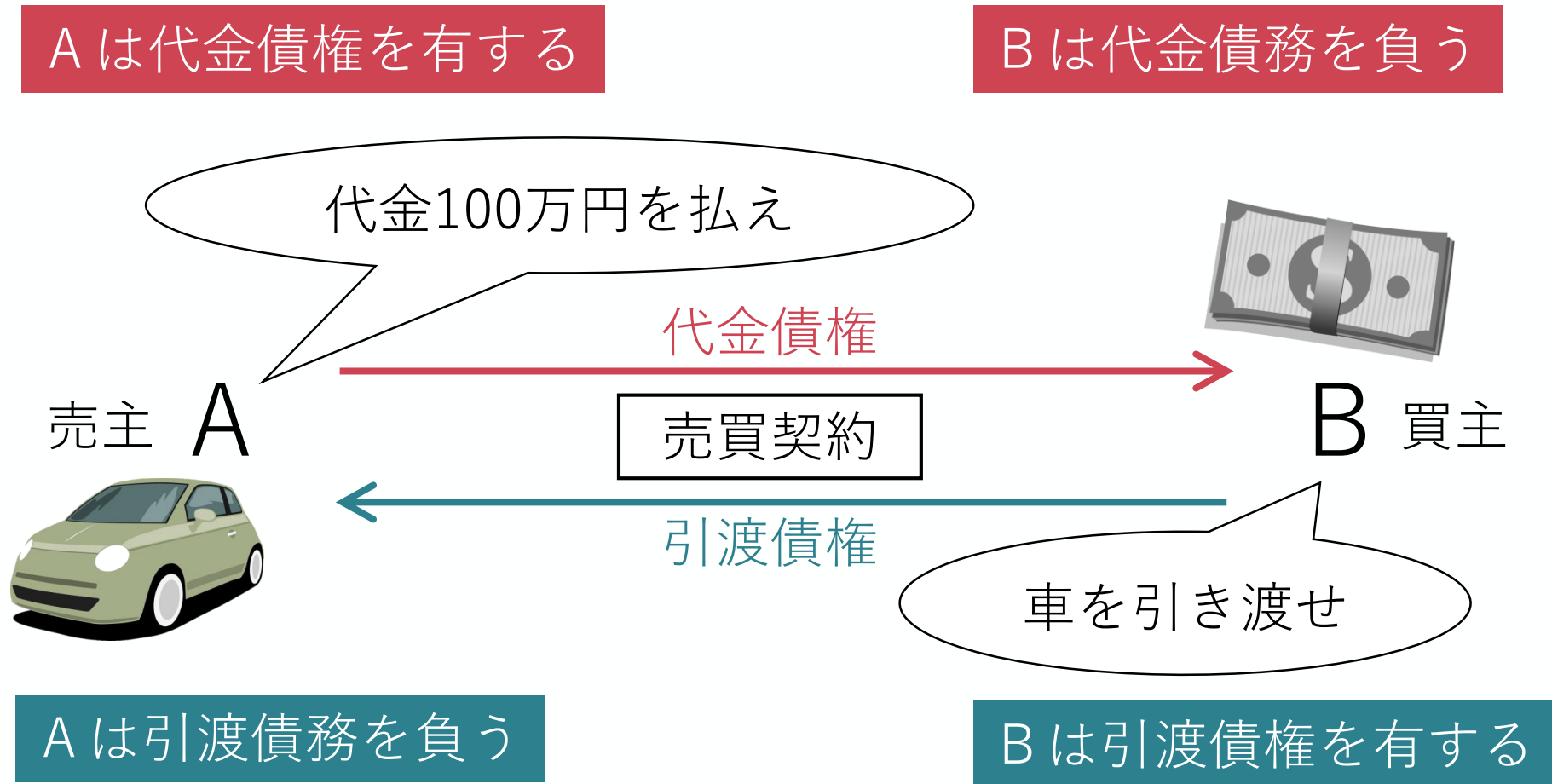
Aの Cに対する 土地の返還請求権が 認められるか？



債権関係

債権

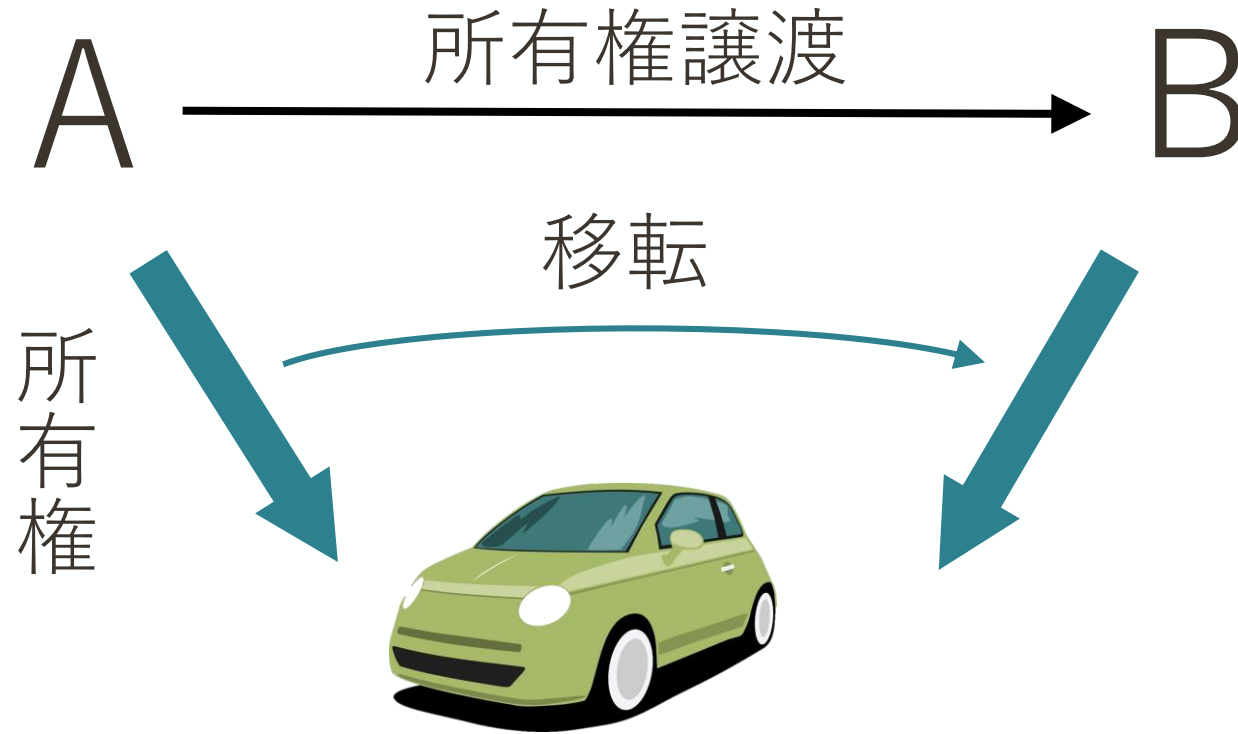
特定人が他の特定人に対して一定の財産上の行為(給付)を請求できる権利



物権関係

物権

物に対して直接・排他的に支配できる権利



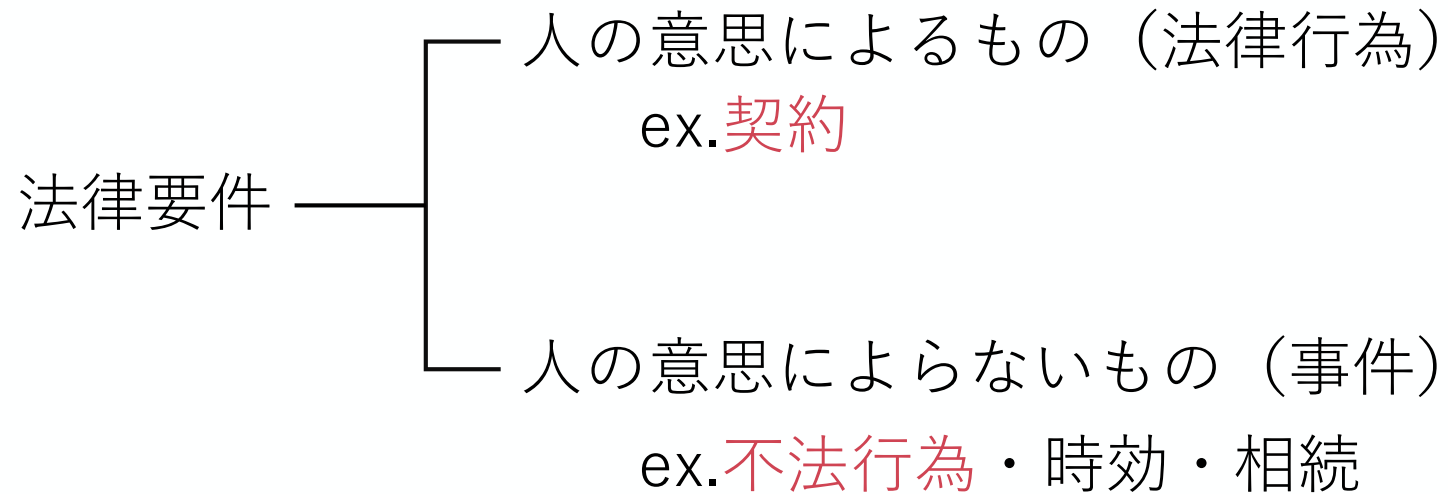
206条

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

債権や物権を発生・変更・消滅させる原因は何か？

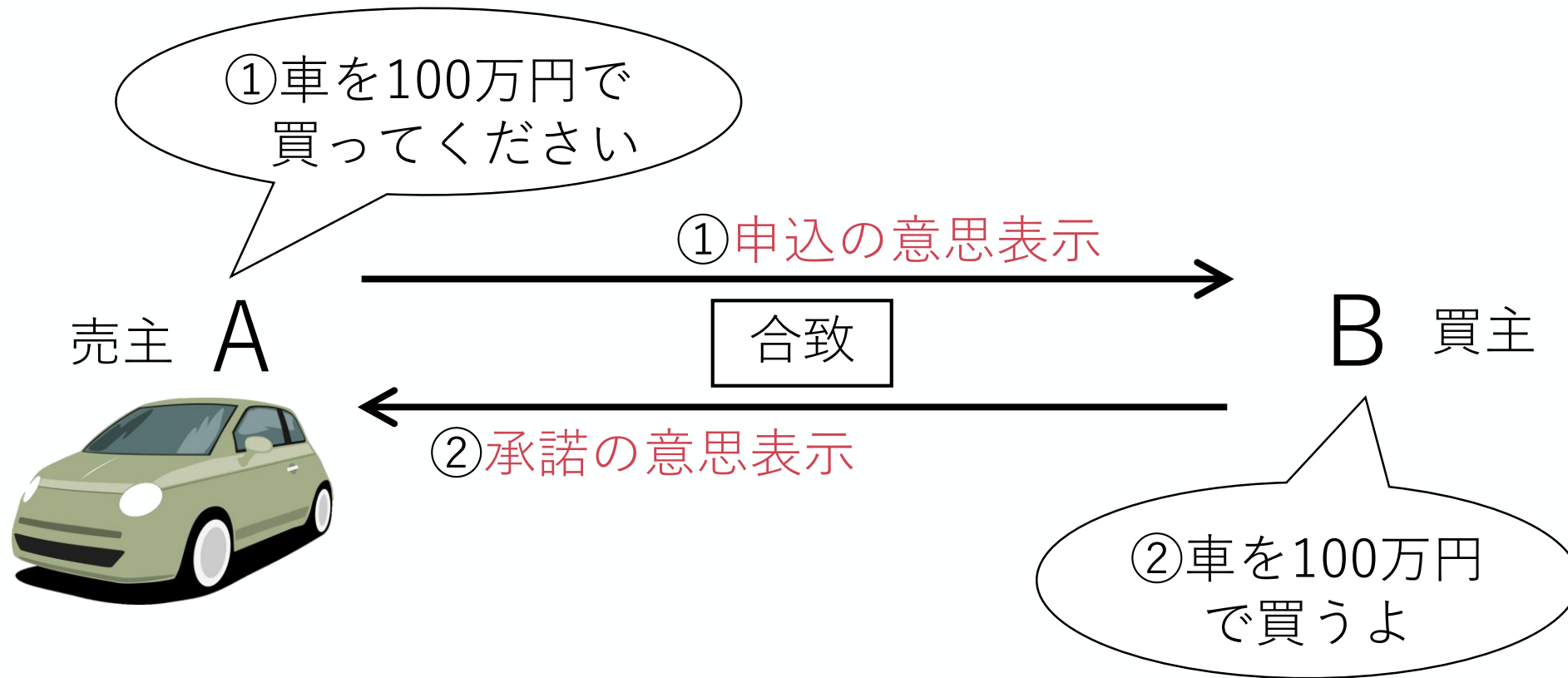
↓
法律効果

↓
法律要件



意義：債権の発生や所有権の移転などの法律効果の発生を目的として
なされた合意

契約の成立要件：申込の意思表示と承諾の意思表示の合致

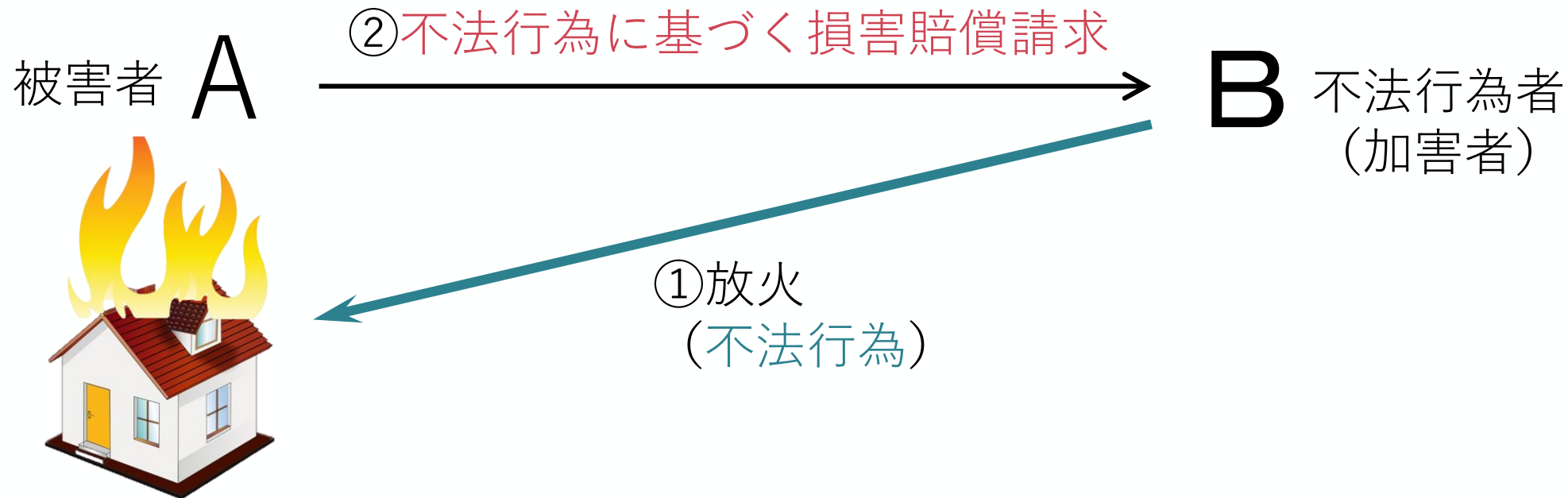


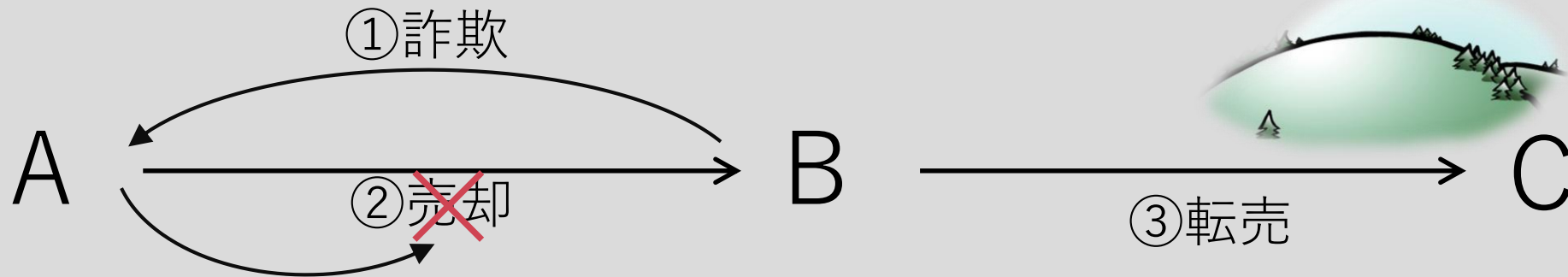
不法行為

要件：ある者が故意または過失により他人の権利や利益を違法に侵害すること

効果：不法行為者は相手方に対して損害賠償責任を負う

709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。





AはCに「土地を返して」と言いたい

⇐ 生の利益主張

それを法的な権利に構成する=土地の返還請求権

⇐ 法的権利主張

その法的根拠=土地所有権に基づく請求権

土地の所有権がAに帰属している必要あり

その法律構成=AB間の契約の効力を消滅させる必要

⇐ 法律構成

消滅させる方法=取消し、無効主張、解除どれか？

契約の効力を消滅させる方法

⇐ 条文検索

Bに騙されて売買契約してしまったAは、契約を取り消すことができる
(詐欺取消し：96条1項)

⇐ 条文適用

▼ その結果

契約ははじめから無効だったことになる(121条)

96条1項 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。



Aは所有権を失うことはなく、Bも無権利だったことになる。その結果Cが所有権を取得することもなく、AはCに土地の返還を請求できるとも思える

▼ しかし

第三者保護規定(96条3項)

96条3項 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

帰結

Cが善意無過失の場合

- ▶ AがA B間の契約の取消を対抗できないこととしてCを保護
 - ▶ Cが所有権を取得し、Aは反射的に所有権を失う

Cが善意無過失でない場合

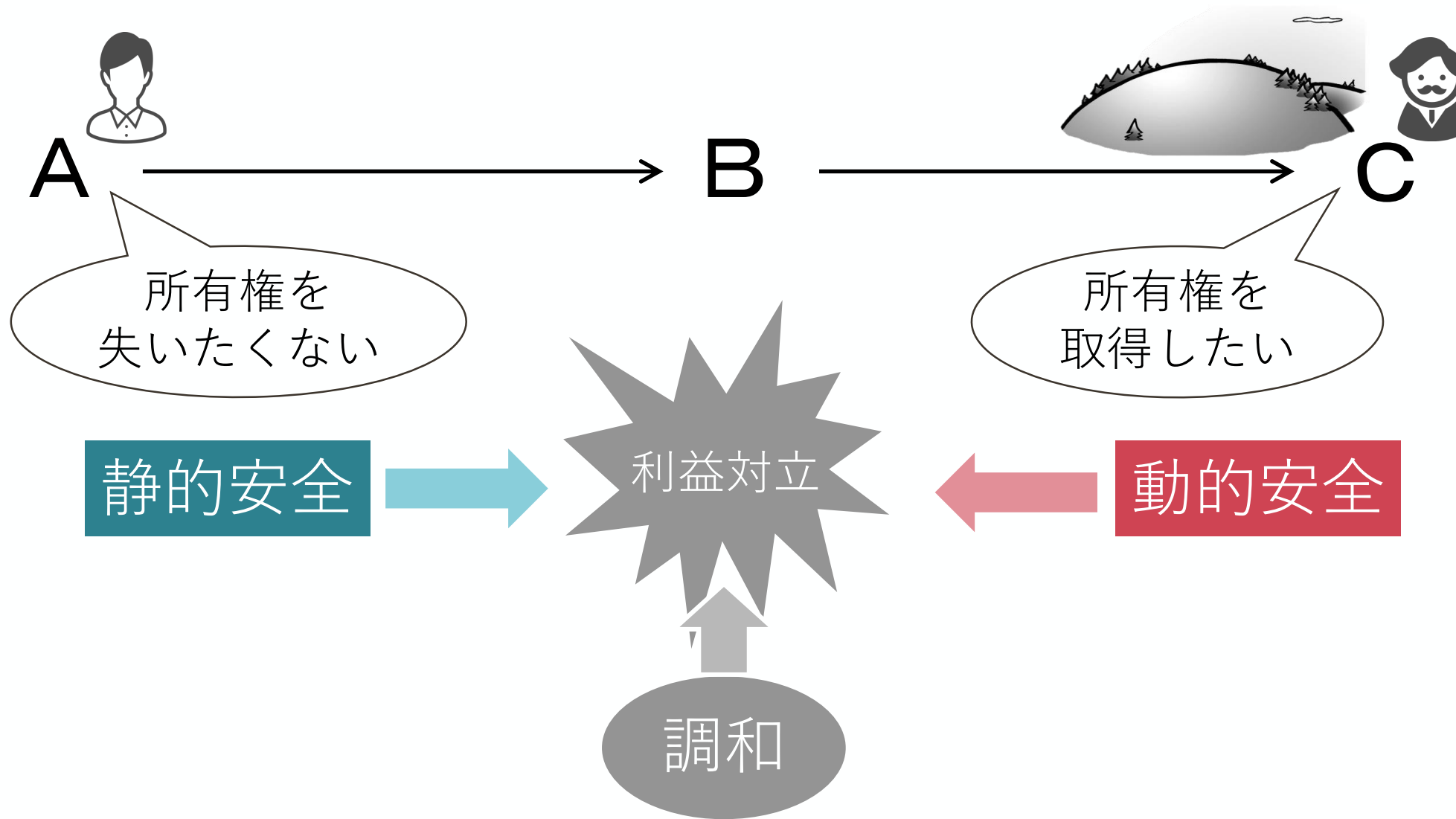
- ▶ Aに取消を主張させてAの返還請求を認めAを保護
 - ▶ Cは所有権を取得できず、Aは所有権を失わない

*「善意」：ある事実を知らないこと ↔ 「悪意」
「無過失」：そのことについて過失(不注意)のないこと

Aと第三者Cとの利益調整

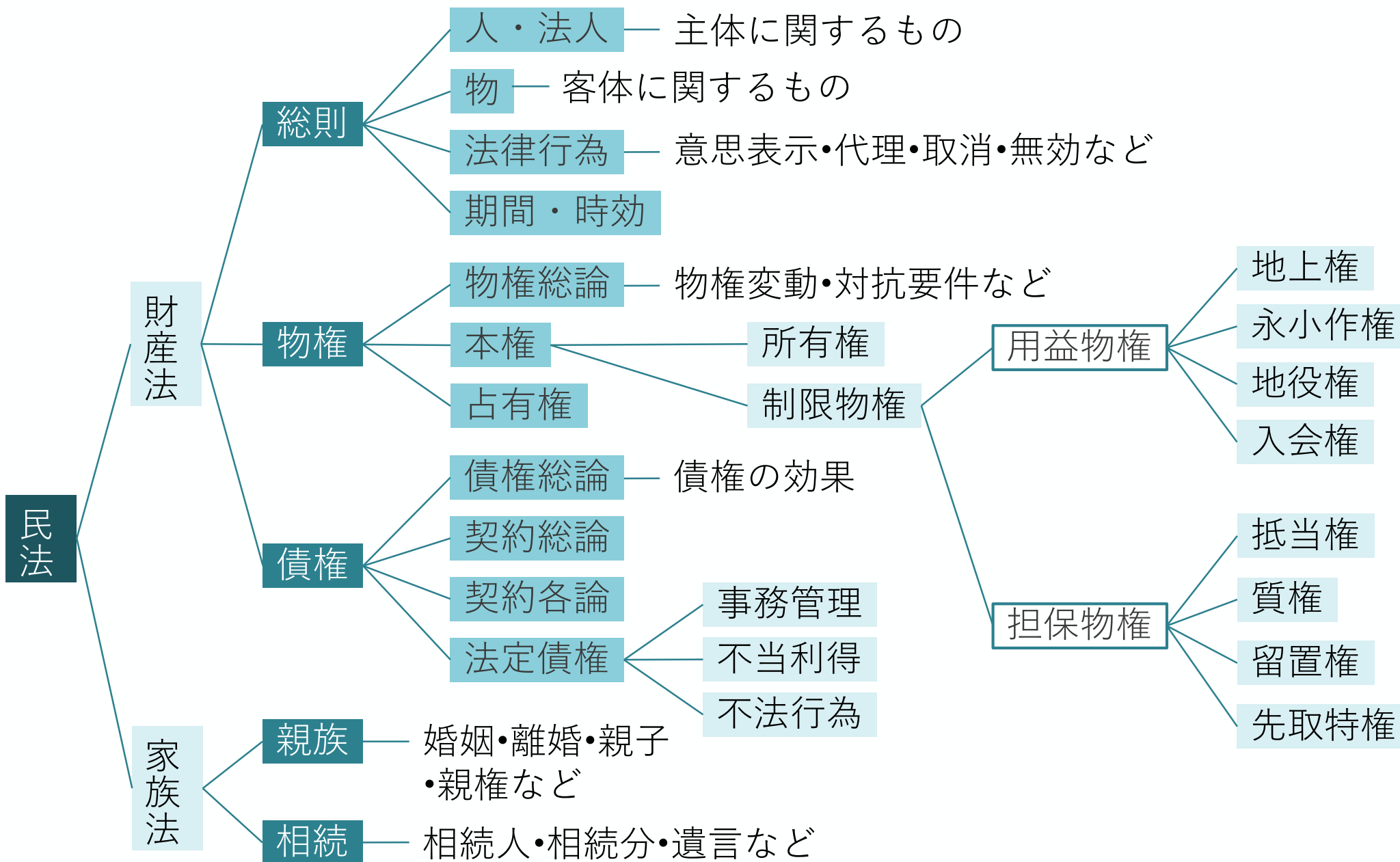
- ・ A < 善意無過失のC
- ・ A > 善意無過失でないC

民法を考える際の重要な視点



静的安全と動的安全の調和をどうはかるか？

民法の体系



1. 民法を制する者は司法試験を制する
2. 分量の多さに負けない
3. 当事者の利益調整がテーマ
4. 権利変動の要件・効果を覚える
5. 条文に慣れる
6. 条文・制度の趣旨を理解する
7. 具体例で考える